

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 55 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和 41 年岩手県規則第 70 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>盲学校、聾学校又は養護学校</u>の高等部における通信教育の開設認可の申請)</p> <p>第 3 条の 3 法第 4 条第 1 項の規定による<u>盲学校、聾学校又は養護学校</u>の高等部における通信教育の開設についての認可の申請は、<u>盲学校（聾学校、養護学校）高等部通信教育開設認可申請書</u>（様式第 6 号の 4）に、省令第 7 条の 4 第 1 項に規定する書類及び図面のほか、当該認可に係る第 2 条第 3 号から第 8 号まで、第 11 号及び第 12 号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(<u>盲学校、聾学校又は養護学校</u>の小学部、中学部、高等部又は幼稚部の設置認可の申請)</p> <p>第 3 条の 4 法第 4 条第 1 項の規定による<u>盲学校、聾学校又は養護学校</u>の小学部、中学部、高等部又は幼稚部の設置についての認可の申請は、<u>盲学校（聾学校、養護学校）小学部（中学部、高等部、幼稚部）設置認可申請書</u>（様式第 6 号の 5）に、省令第 7 条の 5 に規定する書類及び図面のほか、当該認可に係る第 2 条第 3 号から第 8 号まで、第 11 号及び第 12 号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(<u>盲学校、聾学校又は養護学校</u>の高等部における通信教育の廃止認可の申請)</p> <p>第 6 条の 3 法第 4 条第 1 項の規定による<u>盲学校、聾学校又は養護学校</u>の高等部における通信教育の廃止についての認可の申請は、<u>盲学校（聾学校、養護学校）高等部通信教育廃止認可申請書</u>（様式第 9 号の 4）に、省令第 7 条の 4 第 3 項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法人の場合は、</u>廃止に関する理事会及び評議員会の決議録</p> <p>(3) [略]</p> <p>(<u>盲学校、聾学校又は養護学校</u>の小学部、中学部、高等部又は幼稚部の廃止認可の申請)</p> <p>第 6 条の 4 法第 4 条第 1 項の規定による<u>盲学校、聾学校又は養護学校</u>の小学部、中学部、高等部又は幼稚部の廃止に</p>	<p>(<u>特別支援学校</u>の高等部における通信教育の開設認可の申請)</p> <p>第 3 条の 3 法第 4 条第 1 項の規定による<u>特別支援学校</u>の高等部における通信教育の開設についての認可の申請は、<u>特別支援学校高等部通信教育開設認可申請書</u>（様式第 6 号の 4）に、省令第 7 条の 4 第 1 項に規定する書類及び図面のほか、当該認可に係る第 2 条第 3 号から第 8 号まで、第 11 号及び第 12 号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(<u>特別支援学校</u>の小学部、中学部、高等部又は幼稚部の設置認可の申請)</p> <p>第 3 条の 4 法第 4 条第 1 項の規定による<u>特別支援学校</u>の小学部、中学部、高等部又は幼稚部の設置についての認可の申請は、<u>特別支援学校小学部（中学部、高等部、幼稚部）設置認可申請書</u>（様式第 6 号の 5）に、省令第 7 条の 5 に規定する書類及び図面のほか、当該認可に係る第 2 条第 3 号から第 8 号まで、第 11 号及び第 12 号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(<u>特別支援学校</u>の高等部における通信教育の廃止認可の申請)</p> <p>第 6 条の 3 法第 4 条第 1 項の規定による<u>特別支援学校</u>の高等部における通信教育の廃止についての認可の申請は、<u>特別支援学校高等部通信教育廃止認可申請書</u>（様式第 9 号の 4）に、省令第 7 条の 4 第 3 項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 廃止に関する理事会及び評議員会の決議録</p> <p>(3) [略]</p> <p>(<u>特別支援学校</u>の小学部、中学部、高等部又は幼稚部の廃止認可の申請)</p> <p>第 6 条の 4 法第 4 条第 1 項の規定による<u>特別支援学校</u>の小学部、中学部、高等部又は幼稚部の廃止についての認可の</p>

についての認可の申請は、盲学校（聾学校、養護学校）小学部（中学部、高等部、幼稚部）廃止認可申請書（様式第9号の5）に、省令第7条の7に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1)・(2) [略]
  - (3) 法人の場合は、廃止に関する理事会及び評議員会の決議録
  - (4) [略]
- (高等学校等の専攻科等の設置の届出)

第13条 政令第27条の2第1項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置についての届出は、事前に、高等学校等の専攻科等設置届（様式第15号）に、省令第7条の3に規定する書類及び図面のほか、当該専攻科等に係る第2条第6号及び第7号に掲げる書類を添えてしなければならない。

(高等学校等の専攻科等の廃止の届出)

第14条 政令第27条の2第1項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止についての届出は、事前に、高等学校等の専攻科等廃止届（様式第16号）に、省令第7条の7に規定する書類及び教職員の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

(盲学校、聾学校又は養護学校の高等部における通信教育に関する規程の変更の届出)

第15条 政令第27条の2第1項の規定による盲学校、聾学校又は養護学校の高等部における通信教育に関する規程の変更についての届出は、事前に、通信教育に関する規程変更届（様式第17号）に、省令第7条の4第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) [略]
- (2) 設置者が法人の場合は、変更に関する理事会及び評議員会の決議録

別表（第6条の5関係）

申請書の名称	提出期限
[略]	[略]
<u>盲学校（聾学校、養護学校）高等部通信教育開設認可申請書</u>	
<u>盲学校（聾学校、養護学校）小学部（中学部、高等部、</u>	

申請は、特別支援学校小学部（中学部、高等部、幼稚部）廃止認可申請書（様式第9号の5）に、省令第7条の7に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1)・(2) [略]
  - (3) 廃止に関する理事会及び評議員会の決議録
  - (4) [略]
- (高等学校等の専攻科等の設置の届出)

第13条 政令第27条の2第1項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科又は特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置についての届出は、事前に、高等学校等の専攻科等設置届（様式第15号）に、省令第7条の3に規定する書類及び図面のほか、当該専攻科等に係る第2条第6号及び第7号に掲げる書類を添えてしなければならない。

(高等学校等の専攻科等の廃止の届出)

第14条 政令第27条の2第1項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科又は特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止についての届出は、事前に、高等学校等の専攻科等廃止届（様式第16号）に、省令第7条の7に規定する書類及び教職員の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

(特別支援学校の高等部における通信教育に関する規程の変更の届出)

第15条 政令第27条の2第1項の規定による特別支援学校の高等部における通信教育に関する規程の変更についての届出は、事前に、通信教育に関する規程変更届（様式第17号）に、省令第7条の4第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) [略]
- (2) 変更に関する理事会及び評議員会の決議録

別表（第6条の5関係）

申請書の名称	提出期限
[略]	[略]
<u>特別支援学校高等部通信教育開設認可申請書</u>	
<u>特別支援学校小学部（中学部、高等部、幼稚部）設置</u>	

幼稚部) 設置認可申請書	
[略]	
[略]	
[略]	[略]
盲学校(聾学校、養護学校) 高等部通信教育廃止認可申請書	
盲学校(聾学校、養護学校) 小学部(中学部、高等部、幼稚部) 廃止認可申請書	
[略]	

様式第6号の4 (第3条の3関係)

[略]

設置者 住 所

氏 名

㊞

法人にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名

盲学校(聾学校、養護学校) 高等部通信教育開設認可申請書

[略]

様式第6号の5 (第3条の4関係)

[略]

設置者 住 所

氏 名

㊞

法人にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名

盲学校(聾学校、養護学校) 小学部(中学部、高等部、幼稚部) 設置認可申請書

[略]

様式第9号の4 (第6条の3関係)

[略]

設置者 住 所

氏 名

㊞

法人にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名

盲学校(聾学校、養護学校) 高等部通信教育廃止認可申請書

[略]

認可申請書	
[略]	
[略]	
[略]	[略]
特別支援学校高等部通信教育廃止認可申請書	
特別支援学校小学部(中学部、高等部、幼稚部) 廃止認可申請書	
[略]	

様式第6号の4 (第3条の3関係)

[略]

学校法人の名称及び主

たる事務所の所在地

代表者 氏 名

㊞

特別支援学校高等部通信教育開設認可申請書

[略]

様式第6号の5 (第3条の4関係)

[略]

学校法人の名称及び主

たる事務所の所在地

代表者 氏 名

㊞

特別支援学校小学部(中学部、高等部、幼稚部) 設置認可申請書

[略]

様式第9号の4 (第6条の3関係)

[略]

学校法人の名称及び主

たる事務所の所在地

代表者 氏 名

㊞

特別支援学校高等部通信教育廃止認可申請書

[略]

様式第9号の5（第6条の4関係）

[略]

設置者 住 所

氏 名

㊞

法人にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名

盲学校（聾学校、養護学校）小学部（中学部、高等部、幼稚部）廃止認可申請書

[略]

様式第15号（第13条関係）

[略]

設置者 住 所

氏 名

㊞

法人にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名

高等学校等の専攻科等設置届

学校教育法施行令第27条の2第1項の規定により、

高等学校（中等教育学校の後期課程、盲学校、聾学校、養護学校高等部）に 専攻科（別科、学科）を設置したいので、関係書類を添えて、届け出ます。

(A4)

様式第16号（第14条関係）

[略]

設置者 住 所

氏 名

㊞

法人にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名

高等学校等の専攻科等廃止届

学校教育法施行令第27条の2第1項の規定により、

高等学校（中等教育学校の後期課程、盲学校、聾学校、養護学校高等部）の 専攻科（別科、学科）を廃止したいので、関係書類を添えて、届け出ます。

(A4)

様式第17号（第15条関係）

[略]

設置者 住 所

氏 名

㊞

様式第9号の5（第6条の4関係）

[略]

学校法人の名称及び主

たる事務所の所在地

代表者 氏 名

㊞

特別支援学校小学部（中学部、高等部、幼稚部）廃止認可申請書

[略]

様式第15号（第13条関係）

[略]

学校法人の名称及び主

たる事務所の所在地

代表者 氏 名

㊞

高等学校等の専攻科等設置届

学校教育法施行令第27条の2第1項の規定により、

高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部）に 専攻科（別科、学科）を設置したいので、関係書類を添えて、届け出ます。

(A4)

様式第16号（第14条関係）

[略]

学校法人の名称及び主

たる事務所の所在地

代表者 氏 名

㊞

高等学校等の専攻科等廃止届

学校教育法施行令第27条の2第1項の規定により、

高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部）の 専攻科（別科、学科）を廃止したいので、関係書類を添えて、届け出ます。

(A4)

様式第17号（第15条関係）

[略]

学校法人の名称及び主

たる事務所の所在地

法人にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名

代表者 氏 名



[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の学校教育法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。